

大気測定結果(令和8年度)

■大気汚染にかかる環境基準

物質	環境基準	長期的評価
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 ^{※2}	年間における1日平均値のうち、年間98%値が0.06ppmを超えないこと。 ^{※4}
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。 ^{※1}	-
浮遊粒子物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 ^{※1}	年間における1日平均値のうち、年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値のうちの環境基準をこえる日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いはいししない。 ^{※3}
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。 ^{※5}	-

※1大気の汚染にかかる環境基準(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

※2二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

※3大気汚染に係る環境基準について(昭和48年6月12日環境庁大気保全局長通知143号)

※4二酸化窒素に係る環境基準の改定について(昭和53年7月17日環境庁大気保全局通知262号)

■二酸化窒素の測定結果

[illegible]

■光化学オキシダントの測定結果

[illegible]

■浮遊粒子状物質の測定結果

[illegible]

■微小粒子状物質の測定結果

[illegible]